



宮 崎 県 公 報

令和8年8月10日（月曜日） 第 736 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定（2件）…（福祉保健課） 1

頁

○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更（福祉保健課） 1
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変
更……………（ “ ） 1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止……………（ “ ） 2

告 示

宮崎県告示第 584号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の3第1号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
横山裕クリニック	都城市大王町26-2	令和8年7月1日
さくら調剤薬局 高千穂店	西臼杵郡高千穂町大字 三田井 506-1	令和8年5月1日
医療法人 春陽会 みまた陽だまり歯 科	北諸県郡三股町稗田48 -6	令和8年5月1日

宮崎県告示第 585号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の3第1号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション バビ西都	西都市大字南方3985-2 コヤマハウス2号	令和8年7月1日
訪問看護ステーション夢眠たかなべ	児湯郡高鍋町大字上江 6649番地 123	令和8年7月1日

宮崎県告示第 586号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定医療機関の名称変更

名 称	所在地	変更前	変更後	変 更 年月日
訪問看護ステーションTOMOMO門川	東臼杵郡門川町大字門川尾末8481-1	訪問看護ステーションTOMO延岡	訪問看護ステーションTOMO門川	令和8年7月1日

宮崎県告示第 587号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定医療機関の名称変更

名 称	所在地	変更前	変更後	変 更 年月日
訪問看護ステーションTOMOMON川	東臼杵郡門川町大字門川尾末8481－1	延岡市野地町2丁目3602番地1	東臼杵郡門川町大字門川尾末8481－1	令和8年7月1日

宮崎県告示第 588号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション バビ西都	西都市大字南方3985－2	令和8年6月30日
医療法人倫風会 かみながえクリニック	都城市上長飯町5228番地1	令和8年4月2日